

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から43年5月まで  
② 昭和44年8月から45年3月まで

独身当時に国民年金に加入し、その後昭和46年1月に新婚旅行から帰ってきた時から、国民年金保険料を毎月3か月分ずつ集金人に納付し続けてきた。1年数か月後に、集金人から「今月で、すべて前の分が追いつきました。」と言われたので、翌月からは1か月分ずつ納付するようになった。このようにして過去にさかのぼって納付していた申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録の訂正を希望する。

なお、私が所持する国民年金手帳の昭和45年度の国民年金印紙検認記録欄には、同年度の国民年金保険料は一度免除となっていたのに、すべて「納付済」と押印されている上、同手帳の別ページにも45年度と同検認記録欄があり、これにはすべて「検認 46. 3. 1」と押印されていることから、同年度の保険料は免除を含めると3回払ったことになり、このことにより、申立期間が未納となっている可能性があると思われる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月7日にA市町村において払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳の発行日は同年9月1日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年8月ごろ又は同年9月1日に行われたものと推認される。このことから、当該期間の国民年金保険料は、過年度で納付することが可能であるところ、A市町村では、当時、集金人が過年度保険料を預かり方式で集金することが可能であったことから、さかのぼって国民年金保険料を集金人に納付したとする申立人の主張と符合している。

また、申立期間②は8か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②後の昭和45年4月から平成13年5月までの国民年金保険料はすべて納付していることから、保険料納付意識が高かったものと考えられる。

一方、申立期間①については、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は昭和45年8月ごろ又は同年9月1日に行われたものと推認されることから、それ以降に当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付制度を利用して納付することとなるが、特例納付が行われた場合、社会保険事務所(当時)において保管されることとなっている申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)が保管されていない上、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から45年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

なお、申立人は、「私が所持する国民年金手帳では、昭和45年度の国民年金保険料について、免除を含めると3回納付したことになっており、このことにより、申立期間が未納となっている可能性がある。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度の国民年金印紙検認記録欄には、昭和45年9月30日付けの同年度の保険料に係る免除承認証の押印とともに、すべての月に「納付済」と押印されており、別途、年度に「45」と手書きされたページの同検認記録欄には、すべての月に「検認 46. 3. 1 A市町村」の検認印が押されていることが確認できる。

しかしながら、これについては、昭和45年度の国民年金保険料の免除が承認された際、免除承認証が押印された45年度の国民年金印紙検認記録欄の右側のページ(印紙検認台帳)は切り取られたものの、申立人が昭和46年3月1日以前に昭和45年度の保険料を納付したことにより、A市町村では、同手帳にある余白(予備)のページを使用して新たに45年度と同検認記録欄を作成し、検認印を押した後、右側のページを切り取って社会保険事務所に報告するとともに、免除承認証が押印された45年度と同検認記録欄に、いったん免除された同年度の保険料が納付されたことを表す「納付済」の印を押したものと推認されることから、45年度の保険料について、重複して納付されたものとは考え難い。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から同年6月まで

社会保険業務センター(当時)の回答によると、私が大学を卒業した後の昭和56年4月から3か月分の国民年金保険料が未納となっているが、私の母は、卒業後は未納期間が無いように、保険料をA市町村役場B支所の窓口で納付してくれていたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、国民年金に任意加入した昭和50年10月から61年3月までの期間について付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続は昭和58年7月11日から同年7月13日までの間に行われたものと推認され、その時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるころ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の56年7月から58年3月までの保険料は同年9月に過年度納付されていることが確認でき、A市町村は、「当時、過年度保険料を納付したいと申出があった場合、手書きの納付書を手渡し、金融機関で納付するようにお願いするか、社会保険事務所(当時)へ電話連絡し、過年度保険料の納付書を送付するように依頼していた。」と回答していることなどを踏まえると、申立人の母親が、時効が迫っていた申立期間の保険料を同市町村が作成した手書きの納付書により先に納付したのと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和36年11月1日、資格喪失日は37年5月24日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年8月から37年8月までの間のうち6か月間  
私は、昭和35年8月から37年8月までの間のうち6か月間、B市町村のC社に勤務し、同社所有のD船でE作業に従事していたが、同社で勤務していた期間について、船員保険被保険者としての記録が無い。同社における勤務期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと申し立てているC社の親会社であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に付されている基礎年金番号とは異なる番号で、申立人と同姓同名で生年月日が5日違い(昭和7年\*月\*日)の者が昭和36年11月1日に資格取得し、37年5月24日に資格喪失している未統合の記録が確認できる。

また、申立人は、C社のD船に乗船したと申し立てているところ、申立人が記憶しているD船の機関長は、「申立人とは、私が27歳か28歳の時にA社のD船と一緒に乗った。私は機関長であり、申立人は機関員であった。」と供述しているほか、別の同僚もD船はA社の所有であった旨を供述していることから、D船の所有者は、A社であり、申立人は同社において勤務していたものと推認される。

さらに、上記機関長は、「申立期間当時に乗船していたD船は30トン未満の漁船であり、船員保険の対象でなかったため、A社から船員手帳を作成するように指示をされなかった。申立人は、同社における船員手帳を所持していないと思う。」と供述しているところ、上記機関長のオンライン記録においてD船に乗船した期間は、A社において厚生年金保険被保険者となっていることが確

認できる。このことから、申立人が乗船したD船は、船員保険法が適用されない漁船であったため、同社では、当該漁船で勤務した者を厚生年金保険被保険者として加入手続していたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年9月、11年1月及び同年2月を、10年9月は17万円、11年1月は18万円、同年2月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成10年9月、11年1月及び同年2月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から同年10月1日まで  
② 平成11年1月1日から同年7月1日まで

ねんきん定期便の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、平成10年9月及び11年1月から同年6月までの標準報酬月額(12万6,000円及び15万円)が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額(18万円)と相違しているので、申立期間における標準報酬月額記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち平成11年1月、同年2月の標準報酬月額については、申立人のA社における給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成10年9月は17万円、11年1月は18万円、同年2月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を納付したと思う。」と供

述していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年3月1日から同年7月1日までの期間について、申立人が提出したA社の当該期間の給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人の申立期間において、A社は、「控除過大となっている保険料を申立人に還付したか否か不明である。」と供述しているが、申立人は、当該保険料を還付された記憶は無いと供述している上、申立人が保管する平成11年1月分から同年12月分までの給料明細書及び11年分源泉徴収票並びにA社が保管する11年7月と同年12月に支給された賞与の一覧表からは、当該保険料が事業主から申立人に返還された形跡はうかがえない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、母親は、私が通学途中に事故に遭った場合、国民年金に加入していないと障害年金が受給できないと知り、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した平成2年\*月から3年4月1日に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号であり、当該基礎年金番号で、申立人が9年4月1日付けで初めて国民年金被保険者の資格を取得し、同年4月5日付けで第3号被保険者の資格を取得した記録が確認できるところ、基礎年金番号で国民年金保険料が納付できるのは同年1月1日以降である。このため、申立人が主張する申立期間の保険料を納付するには、別途国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入処理がされた平成9年9月11日時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料が納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親からも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私は、A市町村B地区に引っ越した昭和45年ごろ、自宅を訪ねてきたA市町村の女性職員に、私と夫の国民年金保険料をさかのぼって一括で約12万円支払ったが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の保険料が未納となっているので、当該記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年ごろ、A市町村の女性職員に私と夫の国民年金保険料をさかのぼって一括で約12万円支払った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月4日に申立人の夫と連番で払い出されていることから、45年当時、申立人は国民年金の未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人及びその夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間前の36年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料について、第2回特例納付制度を利用して50年12月6日に夫婦それぞれ6万4,800円ずつ納付していることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって特例納付及び過年度納付した事跡は見当たらない。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から10年5月まで  
平成8年8月にA事業所を退職した時に、国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行い、郵便局又は銀行で申立期間の国民年金保険料を1か月分ずつ納付していたので、未納となっている記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対し、昭和47年2月3日付けで婚姻中の姓で払い出され、61年4月11日付けで取り消された国民年金手帳記号番号\*と61年3月26日付けで払い出された国民年金手帳記号番号\*が確認できる。しかしながら、オンライン記録において、申立期間の国民年金被保険者期間（但し、平成9年4月21日から同年5月19日までの厚生年金保険被保険者期間を除く。）の記録は、平成12年9月6日に追加されたものであることが確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は納付することができない上、上記の二つの国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記の国民年金被保険者期間の記録が追加された平成12年9月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、「平成8年8月にA事業所を退職した時、B市町村役場で国民健康保険の加入手続と併せて、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、B市町村では、申立期間の前後に国民健康保険の加入記録はあるが、申立期間については国民健康保険の加入記録は無い旨回答していることから、申立人の主張とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月29日から24年5月2日まで  
② 昭和24年5月2日から同年9月2日まで  
③ 昭和24年9月2日から26年5月1日まで  
④ 昭和26年7月27日から同年10月31日まで

申立期間①については、A氏所有船舶「B船」に従業員として乗船し建築材を運送していた。船員手帳の記録のとおり、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、船長のA氏、機関長のD氏と共に「E船」に従業員として乗船し、F製品を運送していた。船員手帳の記録のとおり、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、G氏所有船舶「H船」に従業員として乗船し、F製品を運送していた。「H船」乗船中に、怪我の治療のため入院した際に、船員保険被保険者証を使用した記憶がある。船員手帳の記録のとおり、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間④については、船長のI氏、従業員のJ氏と共に「K船」に機関長として乗船し、F製品を運送していた。船員手帳の記録のとおり、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がL事業所所有船舶「B船」に従業員として昭和23年5月29日に雇い入れられ、24年5月2日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿の記録によると、上記の船舶所有者が、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記の船舶所有者であるL事業所（現在は、M社）は、「当時、船舶を所有していたか否かについての資料が残っておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除についても不明である。また、当社の当時の従業員名簿においても、申立人の雇用関係は確認できなかった。」と回答している。

一方、申立人は、船舶所有者について、「B船は、船員手帳では、L事業所と記載されているが、自分が乗船していたころは、A氏の船であった。」旨を供述していることから、船舶所有者名簿の記録において、船舶所有者「A氏」での船員保険の適用を確認するものの、A氏が船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

さらに、申立人が「B船」における同僚として名前を記憶している船長及び機関長は既に死亡しているため供述が得られない上、当該同僚二人も、申立期間①において、船員保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がN氏所有船舶「E船」に従業員として昭和24年5月1日に雇い入れられ、同年9月1日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿の記録によると、上記の船舶所有者が、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記の船舶所有者が所在不明のため、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について供述が得られない。

さらに、申立人が「E船」における同僚として名前を記憶している船長及び機関長は既に死亡しているため供述が得られない上、当該同僚二人も、申立期間②において、船員保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がG氏所有船舶「H船」に従業員として昭和24年9月2日に雇い入れられ、26年5月1日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿の記録によると、上記の船舶所有者は、昭和27年4月2日付けで船員保険の適用事業所となっており、申立期間③に船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記の船舶所有者は既に死亡している上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が「H船」に乗船中に、怪我の治療のために入院したと供述している医院は、既に廃業しており、当時、申立人が船員保険の保険証を使用したことについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が〇氏所有船舶「K船」に機関長として昭和26年7月21日に雇い入れられ、同年10月31日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿の記録によると、上記の船舶所有者が、船員保険の適用事業所となっていた事実は確認できない。

また、上記の船舶所有者が所在不明のため、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について供述が得られない。

さらに、申立人が「K船」における同僚として名前を記憶している船長は既に死亡しており、甲板員も所在不明のため供述が得られない上、当該同僚二人も、申立期間④において、船員保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ごろから 35 年ごろまで  
② 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 2 月ごろまで  
③ 昭和 39 年 2 月 17 日から同年 10 月 22 日までの間  
のうち 6 か月間

申立期間①については、昭和 34 年ごろから 35 年ごろまで A 市町村の B 社において、トラックの助手として勤務し、C 市町村から D 市町村の E 市場に F 製品を運ぶ仕事をしてきたが、当該期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 2 月ごろまで G 市町村内において、H 社でダンプカーの運転手として勤務し、I 地区の現場から J 港までダンプカーで K 製品を運ぶ仕事をしてきたが、当該期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、昭和 39 年 2 月 17 日から同年 10 月 22 日までの間  
のうち 6 か月間、G 市町村内の L 社で勤務し、M 事業所内から N 製品や O 製品を運ぶ仕事をしてきたところ、業務中の事故により負傷し、労働者災害補償保険の給付を受け退職したが、当該期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する B 社における業務内容や同社の寮の事情に係る供述が、複数の同僚の供述と一致していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立期間①における同社作成の被保険者

名簿（昭和 34 年 6 月 15 日被保険者証更新時点 被保険者数 23 人）及び同社において保管している昭和 34 年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しに申立人の氏名は確認できない。

また、複数の同僚は、「当時、B 社には、運転手、助手、事務員、整備員を含め全員で 50 人ぐらいはいたと思う。」と供述しているところ、B 社作成の上記被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間①における同社の被保険者数は 20 人程度であることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「入社してから 2 年ぐらい後に社会保険に加入した記録となっている。」と供述していることから、B 社では、申立期間①において、すべての従業員を入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶する当時の現場監督者は、「申立人と同じ場所で勤務した。申立人はすぐに辞めたと思う。」と供述していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、H 社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、H 社の当時の常務取締役は、「社会保険は正社員であれば加入させるようにしていた。ただ、すぐに辞める者もいたのでどれぐらいの期間かは覚えていないが、試用期間を設けていた。また、正社員でない者は加入していなかったと思う。」と供述していることから、当時、同社は、正社員でない者は厚生年金保険に加入させておらず、正社員であっても試用期間を設けていたため、入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、H 社は、「申立人に関する資料は保管しておらず、申立人の在籍の有無及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について供述を得ることができないほか、申立人を記憶していた現場監督者からは、申立人の当該期間における保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は L 社における業務内容を詳細に記憶しており、その記憶の内容が、当該期間に被保険者であった同僚の供述と一致していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、同社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、L 社はすでに解散しており、解散時における元事業主は、「当時の資料は保管していないので、申立人が在籍していたかは不明であり、保険

料控除についても分からない。」と供述している。

また、申立人をLに紹介したとする同僚は、連絡先が不明であり供述が得られない上、申立期間③において、別の事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該期間における同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、L社において、申立期間③に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は、「在籍期間の一部しか厚生年金保険への加入手続きが行われていない。」旨の供述をしているほか、別の同僚は、「L社に複数回勤務したが、加入記録の無い時期がある。」と供述していることから、同社では当該期間において、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、L社に係る申立期間③における健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。